

○ 玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

参考資料

○見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されます。

玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されることに伴い、このような場合でも都道府県名等が表示できるよう見直します。

現行の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産			8割

改正案の表示イメージ

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産 △△県産(産地未検査)			8割 2割

農産物検査等において産地の証明がされていない米穀について、米トレーサビリティ法の伝達情報に基づき産地名に「△△県産(産地未検査)」と記載できるよう見直しを行います。

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割
	△△県産(産地未検査)			10割